

午前九時〇〇分開議

○議長（高野正君） おはようございます。ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問の順序は、お手元に配付のとおりです。

7番、鈴木議員の質問を許します。7番、鈴木議員。

○7番（鈴木基次君） おはようございます。久しぶりの2年ぶりの一般質問で、自分でも心拍数が異常に上昇しているのが肌身に感じるわけですが、こうした緊張感を味わえるのも議員ならではのと思いますので、よろしく願いしておきます。

議長の許しを得ましたので、通告に従い質問させていただきます。

今回は町長のこの1年間の町政運営への熱い思いを込めた施政方針の中から、5項目について質問いたします。

まず冒頭、ことしは私の2期目の折り返しの年となりますとあります。早いもので、私たち議員も同様ですが、任期の半分が経過した現在、この2年間を振り返って、町長としての自己評価はいかがなものでしょうか。公約の達成度、また町政運営全般にわたっての自己評価、あわせて反省点があればそれも含めてお伺いします。

2点目、次からは詳細なことになりますが、まず、大浜団地は引き続き新規の入居者募集は停止し、維持管理のみを行うとあります。大浜団地の今後については、これまでも議会で論議されてきましたが、現在全36戸のうち空き部屋は何戸ありますか。空き部屋の中には荷物だけを置いている家もあると聞きますが、その実態はどうか。また、相当老朽化している中で、維持管理のための修繕費も当然計上されていると思いますが、この二、三年間で、年間どのぐらいの額が計上されていますか。

最後に、一番重要なことですが、町として大浜団地の方向性をどのようにお考えですか。まだ決定されていないのなら、どのような選択肢があると考えていますか、お伺いします。

次に、健康増進を図るため、みずからの健康はみずからが守るという意識を持つことが重要であるとともに、地域住民による健康づくりの機運を高めることが大事であると考えますとあります。平均寿命が伸び続ける日本において、病気に悩まされずに日常生活が過ごせる健康寿命が最近重視されています。日本の健康寿命は、最新の調査では男性70.4歳、女性73.6歳と、この数字は男女とも世界一を誇りますが、日本は世界屈指の長寿国でもあるため、平均寿命と健康寿命の差が男性で約9年、女性で約13年と長く、この健康でない期間を短縮することができれば、生活の豊かさだけでなく医療費や介護費といった社会保障費の負担軽減にもつながり、国や地方自治体にとっても期待するところがあります。

以前、私も、この健康長寿の問題を一般質問の中で取り上げ、国も安倍首相を本部長に、2020年までに健康寿命を1年以上延ばすことを目標に掲げ、健康医療戦略推進本部を

立ち上げ、本腰を入れて健康長寿社会の実現に取り組もうとしている中で、まちとしての役割、まちとしてできることは何かと考えているかと質問をいたしました。

そのときの答弁の要旨は、疾病の早期発見、予防のための各種検診への受診率の向上、また、介護予防プログラムへの参加の勧め、美浜町健康教室の開催、そして、第6期介護保険事業計画における総合事業の充実を図りたいとのことでした。

この健康長寿の問題は、これから限りなく膨大化していく医療介護費に歯どめをかけ得るかどうかの大きな社会問題でもあると思いますので、再度質問いたします。

まず、美浜町住民の健康寿命は何歳ぐらいで、国平均、県平均と比べて低いのか高いのか。私も、健康寿命が一番高いのは日本では静岡県で、2番目は愛知県、和歌山県は27位と、そこまではある資料で調べたのですが、それ以上はわかりません。わかればお伺いします。もし、健康寿命に関するデータがなかなか見つからないということであれば、高齢者1人当たりの平均医療費の額での比較でも結構です。1人当たりの医療費が少ないということはそれだけ健康な高齢者が多いということで、健康寿命が高いという1つの目安にもなると思いますので。

次に、前回の質問から2年余りたった現在、町として健康長寿に向けての取り組みの現況、成果、課題等々、また前回の答弁にあった第6期介護保険事業計画は既に進行中ですが、総合事業として取り組みの現状についてお伺いします。

最後に、高齢者福祉の中で少し触れられていた100歳体操が、現在町内各地区で広がりを見せていると地方紙で報じられています。私の地元三尾地区でも、予想以上の人数が集まったようです。この100歳体操が今後さらに充実し、継続されていけば、健康長寿に向けての大きな起爆剤になり得るように感じるとともに期待もいたします。この100歳体操の広がり現状、その内容、そしてさらなる充実と継続に向けての取り組みについてお伺いします。

大きな項目4点目、教育文化の充実に関してですが、学校司書の配置、そしてひまわりこども園に英語教育の場の提供、あわせて和田小学校の学童保育に使用している老朽化した旧美浜幼稚園園舎の解体と、これらの新規の事業は議会からの提言もあり、教育委員会からの後押し、そして長の決断と、いわば三者一体となつての事業でもあります。特に、公立の幼児教育の場に英語教育というのは画期的な取り組みであり、今後、その内容が充実することによって、来年度から小学校に英語科が導入されるという追い風も受けて、子どもの教育は美浜町でという子育て層の町への転入も夢物語ではなくなるかもしれません。

そこで質問ですが、学校司書、こども園の英語教師は非常勤ということですが、募集方法、勤務形態、待遇についてお伺いします。

最後の質問ですが、町政運営を推し進めていく上で重要なことは、きちっとした政策立案は言うまでもないことですが、それを実行していくのは人材、職員であります。施政方針の中にも、適材適所で職員一丸となつて精いっぱい取り組みたいとあります。適材適所、職員一丸、大変大切なことではありますが、難しさも秘めています。私は、もう一つ大切な

キーワードはモチベーション「やる気」、これも不可欠だと思います。これら職員一丸、適材適所、モチベーションの高揚に向けて、町長としてどのようにお考えなのか、どのように取り組んでいかれるのかお伺いします。

以上5点についてよろしくお願ひします。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） おはようございます。鈴木議員の施政方針からのお尋ねでございます。

まずは、2期目、任期の半分を経過した現在、自己評価はいかがなものかのご質問でございます。松原地区高台津波避難場所整備事業や町道吉原上田井線の改良工事などは継続事業、そして、三尾の場外離着陸場については、まだこれからという段階でございますので、防災やインフラ整備の面では、自己評価をする段階にはないのではないかと考えてございます。これらの施設が完成した後には、住民の方々から評価をいただけるものと確信をして事業を進めているところでございます。

一方、役場増築に伴い駐車場を拡幅して、来庁される住民の方の利便性が向上したこと、増築部分に、高齢者福祉の新たな拠点としての美浜町地域包括支援センターを開設できる運びとなったことなどは、及第点をつけてもよいのではと自己採点をしているところでございます。

反省点も多々あり、議員の皆さんにお叱りを受ける場面もありますが、あくまでも4年という任期の中で総合的な評価が重要ではなかろうかなと、このように思っております。

続きまして、大浜団地の現状と今後の質問でございます。3項目でございます。

1点目が、全36戸のうち空き戸数はどれだけですか、その実態はにお答えいたします。確かに安い家賃であるがゆえに、荷物置き場的な使い方をしている場面も見られますが、現在、契約上での空き部屋は3戸でございます。

続きまして、維持管理のため修繕費は近年、年間で幾ら計上されているのかにお答えいたします。

和田B、C団地を含め、年間1,500千円の修繕料を予算計上してございますが、近年の実績で見ますと、大浜団地の修繕料は、平成26年度には136千円程度、27年度には303千円程度、28年度現時点では146千円程度となっておりまして、それほど大きな修繕は発生してございません。

続きまして、大浜団地の今後の方向性をどのように考えているのかにお答えいたします。

大きな修繕はないものの、以前には台風で屋根がめくれ上がったこともあったと聞いてございます。来年には50年を迎える建物もあり、簡易耐火構造であるとはいえ、老朽化が進んでございます。町といたしましては、この場所での建てかえは考えられないという判断から、現在新規の入居を停止し、修繕工事のみとしているところでございます。

今後でございますが、6軒で一棟続きの建物が6棟ございますので、入居者が6軒退去した棟から順次解体を考えてございます。そのためにも、和田B、C団地で空き部屋が出

た場合には、大浜団地から新しい団地へ移りませんかという打診もしてございますが、やはり家賃の差が大きいことから移転に応じる方がいないのが現状でございます。

続きまして、3点目でございます。町民の健康長寿に向けてのご質問でございます。

その中で、町の健康寿命は何歳ぐらいで、国平均、県の平均と比べてに答えたいと思います。

健康寿命につきましては、男性は全国平均で70.42歳、和歌山県では70.41歳、美浜町は76.06歳でございます。女性につきましては、全国平均で73.62歳、和歌山県は73.41歳、美浜町では79.87歳となっております。これに関しましては、平成22年の調べ、最新となっております。男女とも国、県を上回っております。

続きまして、医療費の保険者負担分につきましては、これは平成26年度でございます。全国平均で617,278円、和歌山県では614,127円、美浜町560,395円でございます。

続きまして、現在、町として健康長寿に向けての取り組みの現状はのご質問にお答えいたします。

健康長寿の取り組みにつきましては、従来からシニアエクササイズや腰痛・膝痛教室や認知症予防教室等を実施し、取り組んできてございます。教室に参加することによりまして、ロコモ対策やそれにより医療費の削減にもつながっているという成果も出てございます。教室を卒業して、サークル活動として継続していくことが大切であり、また、それらを通じて社会参加を行うということも大切であると認識してございます。

総合事業につきましては、平成29年4月よりスタートいたします。現在の要支援1、2の方の通所・訪問サービスが総合事業に移行しますが、平成29年度は、現行相当のサービスのみを実施としてございます。その他のサービスにつきましては、今後、事業所、社協等関係機関と協議しながら進めていく予定でございます。

続きまして、100歳体操の現況と今後、内容充実、継続に向けての取り組みでございます。

いきいき百歳体操は、現在町内で5カ所で開講済みとなっております。今後4カ所でも実施予定となっております。この事業はあくまで住民主体の事業として、地域のつながりをもって介護予防に取り組むというものであり、地区要望があれば、いつでも後方支援ということで行ってまいります。また、定期的に職員が巡回し、体力測定等を実施し、効果を検証したり、理学療法士を派遣して専門的なアドバイスを行う等、継続を促す活動も行ってまいります。

続きまして、新規事業である学校司書とこども園の英語教師の募集方法、勤務形態、待遇はどうかにお答えいたします。

まずは、学校司書につきましては、募集方法は公募を予定してございます。司書資格を有していること、あるいは司書教諭の資格を有していること、または司書業務に意欲のあ

ること等を条件として募集いたします。議会議決をいただいた後、速やかに手続を進めたいと考えてございます。勤務形態及び待遇につきましては、美浜町の臨時職員に準じます。

次に、こども園の英語教師につきましては、民間で英語指導を行っている業者の中から選定する予定でございます。

議会議決をいただいた後、速やかに手続を進めたいと考えてございます。勤務形態は、ひまわりこども園にて週2回、それぞれ1時間の指導を行うこととしてございます。また、待遇につきましては、時給による報酬とする予定でございます。

続いて、5点目の最後でございます。職員が適材適所でモチベーションを上げて町政運営に当たる町長としての所見はにお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、職員一丸となって適材適所で行政運営を進めていくことは、言葉では簡単でも実践していくのは非常に難しいのが現実でございます。91名の職員の性格は91通りであり、町長、副町長、教育長の3名をあわせて94名が同じ方向を向くのは確かに大変でございます。また、年齢構成の偏りもある中で、世代間の感覚のずれを埋める難しさも痛感するところでございます。かつての時代のように、先輩とのコミュニケーション、「呑み」ニケーションが通用しないことも多々あるように思います。

しかし、住民のためという共通目標に向かい、職員一丸となれるよう私自身も常に心がけなければならないと感じてございます。適材適所につきましても、若いうちに定期的な異動をするなどして、その職員の適性は何なのかを見きわめることが必要であると感じてございます。さらに、モチベーション「やる気」を起こさせる手だてとしては、日ごろから職員の話にも耳を傾け、若い職員からも直接提案を聞いたりすることも必要であると考えてございます。

○議長（高野正君） 7番、鈴川議員。

○7番（鈴川基次君） それでは、再質問させていただきます。

まず、大きな1点目の任期前期の町長の自己評価の件ですが、質問内容の中の公約の達成度ということについては、よく理解しました。松原高台、また三尾のヘリポートはこれからで、自己評価する段階ではないと。一方、役場増築に伴う駐車場の拡張、また地域包括支援センターの開設はほぼでき上がっており、及第点をつけてもよいのではないかと自己採点をしていると。これはよくわかります。

いわばハード面の自己評価はそれで結構ですが、私があわせてお聞きしたかったのは、通告の中にもありますように、また、町政運営全般にわたっての自己評価、この点です。町政運営全般にわたってということで、いろいろな視点が、議会との対応連携もそうだし、職員と町長との連携対応、また住民との連携対応、そういうのも含めて町政運営ということ。

例えば一つの例ですが、よく議会の中で、時に町長は議会軽視しているのではないかとというようなことも指摘されてはいますが、私自身は、町長にしても、ここに並ぶ執行部、課長連の皆さん方も、私は決して議会軽視という思いはないと思います。ただ、議会への対

応の中で、その対応のやり方にちょっと荒っぽさがあったり、問題点があったりということはあるかと思うんですが、悪意があってではなくて、そういう点も含めて、町長として町政運営全般についての評価、だから反省点もあるということですので、そういう反省も含めての自己評価をお聞きしたいと思います。

次に、2点目の大浜団地についてですけれども、現在36戸のうち空き部屋は3戸ということで、その中に、これは通告もしていますけれども、荷物がまだ置きっ放しの家もあると。これは住民の方からも、私、指摘を受けているわけですが、3戸のうちどのぐらい荷物が置きっ放しの家があるのか。その荷物の置きっ放しの部屋に対しては、住居費をもらっているのかどうか。事情があって荷物だけ残しているということだと思んですが、そういう事情なり、空き部屋であるけれども荷物を置いている部屋に対して料金はどのようにしているのかということをお伺いしたいと思います。

修繕費は、私が予想していた以上にそんなにかかっていないと思います。これは近年、そういう台風とかなかったから、それほど修繕がなかったのかと思うわけですが、

そこで、一番大事な今後の方向性ということですが、答弁の内容から推測しますと、この場所での建てかえは望めないということから新規の入居を停止して、退去は強制しないが、いわゆる自然消滅を待つと。高齢者が亡くなるなり、また途中でどこかへ移転をする人、そういう人を待って順次解体していくと。だから、今のところは、新たな町営住宅の建築は考えていないんだと、そういう認識でよいのかどうか。

そうなってくると、36戸の中にはまだ子どもがこども園とか小学校に通っている家庭もあります。そういった方でしたら、お家賃も安いし、どこか転居するところが見つからなければ、今後30年、40年間大浜団地で過ごすということも一つの選択肢になると思うんですけどね。そうなってくると、耐震問題も出てきます。そういうことを覚悟の上で、自然消滅することを待っているのかどうか。ある時期に見切り発車というか、もう耐震がなくなって、退去を願うこともあるんかどうか、そこらあたりをお聞きしたいと思います。

次に、健康長寿に関してですが、答弁いただきました。この中で、ちょっと私自身気になったのが、現在いろいろと町で介護予防に関して取り組みがされています。いろいろされています。そういう取り組みが、果たしてそれを根気よく続ける、これはもちろん大事なことですけれども、ある程度どういうことが健康長寿に向けて役に立っているのか、そういう検証も必要だと思う。

そういう意味で、果たして美浜町の健康寿命がどうなのかなということがあって、こういう質問をさせてもうたわけですが、この回答によりますと、美浜町の平均寿命が、全国平均と和歌山平均はほぼ同じです。これは僕も調べてわかるんですけども、女性も男性も美浜町の健康寿命は飛び抜けて高い、6歳も高い、この表で見るとね。県や国平均と比べて6歳も高いということ、これはちょっと僕は違和感を、だから国も1歳健康寿命を上げるためにいろいろ苦勞している中で、美浜町ってこんなに健康寿命が高いのかなというあれがあって、ちょっと参考のために近隣の町の議長を通して担当課に聞いてもらい

ました。それによると、やはり平均寿命は大体美浜町と同じです。

ただ、ここに、由良の担当課から資料をいただいて、和歌山県の市町村別の平均寿命があります。これも全て男子は77歳前後、七十六、七、女性は79、80、幅が2歳ぐらいありますけれども、大体その中にあります。

ただ、これが由良の担当課長だったかな、聞いた話で、健康寿命の基準がいろいろある。だから、国の厚労省の基準は、人の手助けを受けずに自立して日常の生活が送れるということが健康寿命の一つの基準だということですが、和歌山県は甘いんだと。国は、全国を同じ尺度で調べていますけれども、和歌山県はこれだけ高いということはちょっとその差があると、健康寿命の定義にね。そういうことで調べましたら、ほぼ和歌山県は全国平均と一緒、そして美浜町は、和歌山県が独自に調査した健康調査とそう差はないということは、総合的に判断すると、美浜町もほぼ県並みであり、全国平均とそう差はないということでもあります。

それから、この問題に関しては、町がいろいろと取り組んでくれています。なかなかその実績が出るというのは、一長一短では出やんと思いますけれども、先ほど言いましたように地道に取り組んでいただきたい。

そして、今回、100歳体操ということで新たな取り組みが出されています。ここでもありますように、この事業はあくまで住民主体の事業であるということ、これも大事だと思うんです。幾ら町が強制しても、やっぱり住民自体にそういう機運がなければなかなか長続きしないということで住民主体にやっていくと。ただ、後方支援は惜しまないと。定期的に職員が巡回し、効果を検証しながら進めていきたいと。軌道に乗れば、ある程度住民主体でやっていけるんでしょうけれども、軌道に乗るまでも大変だろうし、乗ってからもやはりそうした町の後方支援といいますか、定期的な職員の巡回、効果の検証ということは続けてもらいたいと思います。この健康長寿に関しては、別にこの答弁で結構ですので、今後継続して続けてもらいたいとお願ひします。

次、4点目の件ですけれども、画期的なことで、先ほど言いましたように、三者一体となつての事業であると思います。それで、その答弁の中で、まず学校司書については公募を予定していると、資格の中に司書資格を有している、司書教諭の資格を有している、または司書業務に意欲のあることとありますけれども、またはということは、別に司書資格とか司書教諭の資格がなくても司書業務に意欲があれば誰でも応募ができると、資格がなくても応募できると。別に資格があることは応募条件に入っていないと。そしたら、ある人となない人が3人、4人出たとなれば、よく資格のある人が優遇とかいう募集もありますけれども、この資格あるなしが選考の基準にはならないのか。もし資格のある人の応募がなかったがためにこういう書き方をしているのか、そこらあたり、資格のあるなしと、その選考方法についてお伺ひしたい。

それと、臨時職員ということは、常勤の臨時職員という扱いでいいんですね。これ、だから給料がどこかに載っていると思うんですが、説明があつたかと思うんですが、

大体幾らぐらい、年間の給料ね、思います。

次に、英語指導に関してですけれども、民間で英語指導を行っている業者の中から選択するということですが、もうちょっと具体的にわかりやすく。例えば、美浜町の中でも英会話の指導を個人的に指導されている人も何人か外人の方でおられると思うんですが、そういうのじゃなくて、全く民間の業者に委託して、そこから派遣してもらおうと、いわゆる民間委託で指導者を派遣してもらおうと、そういうことですか。

それと、週2回それぞれ1時間の指導で、これは予算に載っていますけれども、551千円と。週1回、それぞれ1回の指導で550千円という、これ時給にしたら相当な額ですね。年間50週あるとして、週2回、100回ちょっとで550千円、単純に時給にしたらざっと5千円ぐらいの額になります。だから、これ果たして週2回、スタートはこれでいいんですけれども、やはり効果ということになると、週2回の1時間ではなかなか効果が上がりにくいんじゃないかなと。だから、4歳児、5歳児ぐらいが対象だと思うんですが、それよりもちょっと時給が安くて、もうちょっと時間をとれるようなそういう報酬ですか、そういう手だてはないのかなという気がしましたので、質問させていただきます。

最後に、職員への対応ということですが、答弁の中に、いろいろと職員の適材適所、モチベーションの高揚、また職員が一丸となることに対する難しさということも指摘されていましたが、答弁の中に、町民のためという共通目標に向かい、職員一丸となれるよう私自身も常に心がけなければならないと感じています、そして最後に、モチベーション「やる気」を起こさせる手だてとしては、日ごろから職員の話に耳を傾け、若い職員からも直接提案を聞いたりすることが必要であると考えていますと、この所見にあります。私は、町長のこの2つの所見に大いに注目したいし、期待もしたいと思います。これらの言葉がただのかけ声に終わるのではなく、真に実践することによって、職員との強固な信頼関係を築いていただきたい。私は、職員は皆、公務員を志す以上は、町のために、町民のためにという強い思いを持っていると信じています。

そこに日ごろ頑張っている町長のためという思いが加われば、すばらしい職員が育ち、それは町にとっても大きな財産になることと思います。出張等で対外的な交渉、また要望活動、それも一つのまさに町長としての大きな仕事ですが、今回、町長みずからが所見された、足元を見詰め直して職員の育成のための心配り、配慮も同様に大切であるということですので、これも強く期待をしたいと思います。

以上です。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 鈴木議員のご質問にお答えいたします。

私の1点目と、そして一番最後はある程度はリンクもするのではなかろうかなと思うんですが、まず、私の自己評価ということなんですけれども、こういった議場の中で自分のことをどうよということとはなかなか言いにくいというのが実情でございます。ただ、

私自身は目の前のことを、また将来に向けた中で一生懸命取り組んでまいりました。それとともに、今後もそうなんですけれども、その方向で今後とも取り組んでまいりたいなど、このように思っております。

それ、と5点とのリンクにもなってしまうんですけれども、以前の議会でもお話もあったかと思うんですけれども、現在は私自身も住民懇談会ということはしていないんですけれども、そのときもお話もさせていただいたんですけれども、いろんな形の中で私自身も行かせていただいて、住民の方のお話も聞かせていただいたり、またご相談も受けたりという形の中で、できるだけ時間もつくって行きたいなと思っておりますし、例えばアンテナショップということも今開設させていただいておるんですけれども、私自身の考えとしては、それこそ朝の9時から4時までといった形で、今職員さんも頑張ってくださいとおるんですけれども、なかなかずっと私がおったら、逆に言えば煙たいよというケースも中にはあるかと思っておりますので、その辺も時間を見計らって、ある程度の時間おらしていただいて、そして帰るといった形のパターンもしておるんですけれども、先ほど5番目と一緒に、いろんな住民の方からのお話も聞かせていただいたり、逆にまた職員さんからお話を聞いた中で、いろんなことを気づきということが僕はたくさんありました。また、今後ともあると思っておりますので、やってまいりたいなと思っております。

それと、鈴木議員の初めだったかと思うんですけれども、私自身、議会軽視というような形の中で私のすべというか、手法のまずさからいろんな形でご迷惑をおかけしたことも多々あったかと思っております。これに関しましては、そういった変な気持ちは全くございません。ただ、手法がまずかったかなと思っております。

住民から選ばれた町議会、そして私ともども、いろんな形で、こういったところでいろんな一般質問、そして私のほうからの答弁というのが大事だと思うんですけれども、それとともに両輪のごとしということで今後ともよろしくお願ひしたいなど、このように思っております。

今後もそうなんですけれども、住民のご意見、そして職員のことにもいろんな形で耳を傾けて、いろんなことをやってまいりたい。基本的には、前もお話もしたかと思うんですけれども、もうこりたという言葉もございまして。おのれを忘れて人様のため、他人のために尽くすというのが私は大事なかなと思っておりますし、また職員の前でも、役場というのは役に立つ場所ですよというような形のお話もしております。そういった方向で今後とも取り組んでまいりたいと思っておりますので、今後ともいろんな形でご叱責、また激励等々をよろしくお願ひしたいなと思っております。

あと、2点目からの公営住宅、町営住宅に関しましては、担当課長のほうからご答弁ということでさせていただきます。

○議長（高野正君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 2点目の大浜団地についてお答えいたします。

まず、ご質問にありました空き3戸のうち荷物はという話です。確かに空き部屋、今3

戸のうち1戸については、相続人が死亡もしくは職権消除で追跡できないというふうな状況があって、荷物がそのままになっている部屋が確かに1件ございます。

それと、町長の答弁の中で、荷物置き場的な使い方をしている場面があるとお答えしたのは、この3件とはまた別という意味でございまして、きちんと家賃も払いつつ、それこそ月に1回ぐらいしか戻ってこないというふうな、そんな形で荷物置き場的な使い方をされている方も二、三あるというふうにご把握してございます。

それと、今後の方向性でございますけれども、課の中では新しい公営住宅をまたどこかにという考えは今のところは持ってございません。先ほど町長からもあったように6棟ある中の6軒で一棟になっていますので、そこが完全に6軒あいたところから順次解体というようなことを考えているわけですが、確かに若い世代の方もおられますので、その人についてはまだ30年、40年ということになるのかというご指摘でございますが、そういう方については、新しいほうの和田B団地、C団地のほうも、今空き部屋がちょうど2軒あいているんですけれども、一般公募する前に、大浜団地のほうからそちらへ移りませんかというふうな声かけはやっています。

特にそういう若い世代、子どもさんがおられる家庭に対しては、また個別にどうですかというふうな声かけもしているところなんですけれども、何せ家賃が大浜団地の場合ですと七、八千円で済むところが、和田B、C団地に移りますと最低でも21千円程度要するというので、そこが移るのにちょっとネックになっているのかなという部分。ただ、50年もそろそろ迎えるに当たって、このままではいつか建物自体が危険になってくるというのはもう目に見えていますので、どこかのタイミングで退去ということも視野に入れなければならないんだと思うんですけれども、なかなか次どうしていくかというのが、今のところまだ考えとして決まっていないという実態でございます。

以上です。

○議長（高野正君） 教育長。

○教育長（古屋修君） 鈴川議員のご質問にお答えをいたします。

まず、資格の問題なんですが、例えば免許と資格とどこが違うんだというちょっとややこしい問題になるんですが、例えば学校で教える場合、指導法にすぐれている、しかも知識が豊かである、しかし、教員免許を持っていなければ教師はできません。教員免許さえあれば教師をすることができます。これが免許です。ところが、資格ということになりますと、そのことがその事業について通じた力を持っているというのが資格だと、私はそのように踏んでいます。

ですから、図書館の場合でありますと、図書館を経営する、運営する、そういう事業に対して通じた力を持っている、そういうのが資格であると。だから、図書館へ勤めるということになりますと、図書館司書の資格がなくても、その事柄に通じていれば仕事につくことができると、ここに免許と資格の違いがちょっと出てきます。

ですから、先ほど町長の答弁の中にもありましたように、3つの形をとっているわけな

んですが、資格を持っている人、持っていないでもそのことに熱意のある人というふうな幾つかの条件を出しているわけなんです、だから、そういうこと全体を総合的に判断させていただいて、その方を決めていきたいと、このように思っております。

だから、資格を持っているから絶対的に有利だというふうな考え方は私どもはしておりません。総合的に判断していきたいと。どれだけ熱意があるか、学校図書館をどのようにしていきたいというイメージを持っているか、そこらあたりを大事にしていきたいなど、このように思っております。

それから、ひまわりこども園の英語についてですが、小学生が今授業の中で耐えられる時間数というんですか、一定時間授業を受けられる時間というのは大体45分、小学校で45分、中学校で50分が最大限という形で、1単位時間の授業を組んでいるわけなんです、幼稚園4歳、5歳児の子どもは、とても45分なんかもつわけはないということで、1人当たりに考えたときに、30分がせいぜいだろうなということで予定をしています。

ですから、4歳児が2クラスあります。5歳児が2クラスあります。だから、30分、30分で1時間と、だからそれが2回ということで4クラス担当していただくという計画を組んでいます。ただ、子どもたちがそれによって負担がどの程度かというのをまず見たいというのが1つあります。それでもまだ大丈夫だということになれば、もうちょっと時間数をふやすということも考えられますし、今後経過を見ながら対応していきたいなというふうに思っております。最低限これでスタートさせていただいて、そして様子を見ていきたいと、このように思っております。

あと給与関係、手当等については、また課長のほうからご説明いたします。

○議長（高野正君） 教育課長。

○教育課長（西端成太郎君） 鈴川議員にお答えをいたします。

まず、司書の報酬のことについてですが、臨時職員並みということで1級の5号、つまり、今でいきますと146,100円というのを想定しております。年間幾らぐらいかというご質問があったかと思いますが、実際には4月に公募して、5月になりますと11カ月になります。ですから、146,100円掛ける11ということで、今計算すれば1,600千円ぐらいになってくるかと思いますが、その中には、もし通勤費が発生する方であれば通勤費なんかも入ってくるという、そういう感じになっているかと思いますが。

それから、ALTにつきまして、業者の中から選ぶということについて、業者とは何を指しているのかというようなご質問があったかと思いますが、この業者の中には個人でやっている方とか、ある程度の大きな教室でやっている方とかそういう方も含めて、こちらのほうでこの方がいいのではないかと幾つか選定させてもうて、その中から選んでいきたいなど、そういうふうに考えております。

あと、園でのALTの効果ということについては園長のほうからお答えいたします。

以上でございます。

○議長（高野正君） ひまわりこども園長。

○ひまわりこども園長（山本理加君） ひまわりこども園での英語教育ですが、年齢に応じたカリキュラムのもと、子どもたちが無理なく楽しんで英語を取り入れ学ぶことができる業者を選択して、スムーズに小学校への就学へと運ぶことができると考えています。

考えていますのは、子どもたちが登園後、活動に適している10時から11時の時間を使い、少人数・短時間集中でと考えています。例として、火曜日の10時から10時半は4歳児、にじ組、10時半から11時は4歳児、かぜ組、木曜日の10時から10時半は5歳児、そら組、10時半から11時は5歳児、うみ組と考えています。

現在、学年によって違いますが、1クラス15から25名程度です。英語教師が、一人一人と触れ合って楽しんで学ぶことができる人数を英語教育の時間として考えております。1人の園児で考えますと、週1回の英語教育を受けるということになります。英語教育以外にも、幼児期に必要な教育、保育がありますので、無理なく学べるよう英語教育は4、5歳児園児1人に対し、現在は週1回と考えています。

以上です。

○議長（高野正君） 教育課長。

○教育課長（西端成太郎君） 先ほど答弁し忘れたことがありましたので、大体時給5千円ぐらいということについてご質問があったかと思えます。この金額につきましては、近隣のところをいろいろ調べた中で、5千円ぐらいであればやってもらえるのかなということで、今回5千円ということで設定をいたしました。この金額につきましては、先ほど園長のほうからありました効果ということもいろいろ考えながら、まずはこれでスタートさせていただいて、その後また検討を重ねていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高野正君） 7番、鈴川議員。

○7番（鈴川基次君） 学校司書、また英語教師に関してはよくわかりました。それで結構です。

大浜団地も、なかなか今の時点では先行きというのは読めない状況だと思うので、ただ今回1棟6戸がなくなったら順次解体していくということです。先ほど言われた、やっぱり大浜団地のほうが安い、和田B、C団地は高いということで、今のままでおりたいという住民の声は僕もよく聞いています。だから向こうが空いても、大浜団地の方を優先してもなかなか行ってもらえない状況というのは僕もある程度理解できます。

そういう中で、これはこういう解体していくんやという現時点での町の方針なりは、大浜団地の住民さんはよくわかっているんですかね、そういう将来的な展望に関して。その場では建てかえはないということはよく理解していると思うんですけども、無理やということはわかっているんですけども、将来的にも、大浜団地は新しい町営住宅は建たないんだと。そして、1棟全部退去されたら順次解体していくんだと、今こういう答弁をいただいたんですけども、この内容に関して大浜団地の住民の方が、もしまだまだ理解されていないのであれば、別に今年せえというんではないんですけども、時期を

見計らって、やっぱり町としての方針を大浜団地の住民の方に、いろいろ不安を持っている方もいると思うんで、ある程度固まった時点で、団地の住民の方にその方針を伝えてあげるのも大事ではないかなと、そういう気もしますので、そこらあたり今後検討していただきたいと思います。答弁は結構です。一応、要望ということですので。

最後に、町長、先ほどいろいろと答弁いただきました。私もよく理解できます。最後に、くどいようですけれども、地方分権、また地方創生が問われている大切な時期であります。その大切な時期に町政のかじをとれるのは、これはもう町長しかありません。先ほど町長の答弁にありましたが、今何をすべきかということをよく考えて、実行して、町民の、職員の英知を結集させて、我々議会としてチェック機能を果たす、また提言していく上で、言うべきことは言わせてもらいますが、町のためということであれば、我々議員も協力を惜しまないのが全ての議員の考えだと思います。そういうことをよく理解しただいて、残されたあと2年間、町民ファーストということを第一にして頑張りたいと、そう思います。

これで一般質問を終わらせてもらいます。

○議長（高野正君） しばらく休憩します。

再開は10時15分です。

午前九時五十九分休憩

——・——
午前十時十五分再開

○議長（高野正君） 再開します。

日程第2 議案第1号 日高郡公平委員会規約の廃止についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（笠野和男君） 議案第1号 日高郡公平委員会規約の廃止につきまして、細部説明を申し上げます。

自治体の職員が免職や停職など、いわゆる懲戒処分や勤務条件に関して不満がある場合などは、その審査の申し立てを行う機関として地方公務員法に設置が定められているのが公平委員会でございます。

現在、美浜町においては御坊広域行政事務組合内に日高郡公平委員会を共同で設置しているところでございます。今般、県と市町村の事務連携協議の中で、この公平委員会について県の人事委員会へ事務委託する話がまとまり、現在の日高郡公平委員会規約を廃止することとなったものでございます。

これまで美浜町の職員から公平委員会へ審査申し立てがされたケースはなく、受付の窓口が和歌山県人事委員会へ移管されても支障はないと判断しています。日高管内の他の団体も同じような状況ですので、構成団体全ての総意として今回規約を廃止することとなったものでございます。

なお、附則として、この規約は平成29年4月1日から施行するものとし、日高郡公平

委員会の廃止により余剰金が生じた場合は、御坊広域行政事務組合に帰属するものとした
します。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高野正君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（高野正君） 挙手多数です。したがって、議案第1号 日高郡公平委員会規約の
廃止については原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第2号 和歌山県と美浜町の公平委員会に関する事務の委託についてを
議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（笠野和男君） 議案第2号 和歌山県と美浜町の公平委員会に関する事務の委
託につきまして、細部説明を申し上げます。

前議案でご説明いたしましたように、日高郡公平委員会を廃止して、和歌山県人事委員
会へ事務を委託することとなります。つきましては、その委託に関する規約について、地
方自治法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。
なお、規約の第3条に定める経費の負担につきましては、通常経費として年間約2万円で、
これまでの3分の1程度になっています。現在のところ和歌山県人事委員会へ事務委任す
る自治体、一部事務組合は日高郡より南の地域に集中していて、県内全ての自治体が委任
するということにはなってございませんが、今後委任の意思を示している紀北の自治体も
あり、団体数がふえれば負担金もさらに下がるのではと思っております。

ただし、審査申し立てが実際にあった場合は、通常経費とは別に弁護士費用等が別途か
かりますので、数十万円の負担が発生すると聞いてございます。これは、今までの日高郡
公平委員会の場合と同じでございます。

附則として、この規約は平成29年4月1日から施行いたします。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高野正君） これから質疑を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（高野正君） 挙手多数です。したがって、議案第2号 和歌山県と美浜町の公平委員会に関する事務の委託については原案のとおり可決されました。

日程第4 発委第1号 美浜町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件、事務局長が朗読します。

○事務局長（北裏典孝君） 発委第1号。平成29年3月16日。美浜町議会議長、高野正様。提出者、議会運営委員会委員長、鈴木基次。

美浜町議会委員会条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第3項の規定により提出します。

美浜町議会委員会条例の一部を改正する条例。

美浜町議会委員会条例（昭和62年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第19条中、公平委員会の委員長を削る。

附則、この条例は、平成29年4月1日から施行する。

○議長（高野正君） 本件について提案理由説明を求めます。議会運営委員会鈴木委員長。

○議会運営委員会委員長（鈴木基次君） 発委第1号 美浜町議会委員会条例の一部を改正する条例について提案理由説明を申し上げます。

さきの議案審議にもありましたように、日高郡公平委員会を廃止し、平成29年4月1日から公平委員会に係る事務を和歌山県へ委託することに伴い、本議会委員会条例第19条の委員会への出席説明の要求に際し（、公平委員会の委員長）を削るものであります。なお、改正後の委員会での審査または調査のため出席を求めようとする場合においては、第19条中（その他法律に基づく委員会の代表者）が該当することになり、（和歌山県人事委員会の委員長）が出席することになります。

以上、提案理由説明を申し上げました。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高野正君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（高野正君） 挙手多数です。したがって、発委第1号 美浜町議会委員会条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号 美浜町人事行政等の状況の公表に関する条例の一部を改正する等の条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（笠野和男君） 議案第3号 美浜町人事行政等の状況の公表に関する条例の一部を改正する等の条例につきまして、細部説明を申し上げます。

まず、第1条は、美浜町人事行政等の状況の公表に関する条例の一部改正でございます。

この条例は、地方公務員法の規定に基づき、美浜町職員の給与や勤務の状況、懲戒処分等の状況等、人事行政全般について毎年12月末までに公表することとしているものです。

今般、日高郡公平委員会の廃止に伴い、公表、報告を求める事務の一部について変更が必要となりますので、この際その他の字句の訂正とあわせて改正をお願いするものでございます。

次に、第2条は、職員団体の登録に関する条例を廃止する規定でございます。

職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体、いわゆる職員組合、労働組合等は、公平委員会へ登録できる旨の規定が地方公務員法にございます。日高郡公平委員会が廃止されることで、登録先は県の人事委員会となることから、美浜町における当該条例は必要ないこととなりますので、今回条例を廃止するものでございます。

附則として、この条例は平成29年4月1日から施行いたします。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高野正君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（高野正君） 挙手多数です。したがって、議案第3号 美浜町人事行政等の状況

の公表に関する条例の一部を改正する等の条例については原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第4号 美浜町個人情報保護条例及び美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（笠野和男君） 議案第4号 美浜町個人情報保護条例及び美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきまして、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表もご参照ください。

ことし7月からマイナンバーによる情報連携が始まります。今回の改正は実施機関、いわゆる町役場等のうち、マイナンバーに係る個人情報を扱えるのは当該事務に係る特定の職員と特定の事務に限ることとされているところがございますが、独自利用には条例に位置づけられることが必要となっていて、現実には条例整備等の担当部局との連携は不可欠であるということから、今回、国の番号法が改正されたことに伴い、第1条では美浜町個人情報保護条例の一部を改正し、条例事務関係担当者を加えるとともに、字句の改正や条ずれ号ずれを行います。

第2条では、美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の号ずれに対応するものでございます。

附則として、この条例は国の番号法の改正の施行日である平成29年5月30日から施行いたします。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高野正君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（高野正君） 挙手多数です。したがって、議案第4号 美浜町個人情報保護条例及び美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第5号 美浜町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（笠野和男君） 議案第5号 美浜町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

今回の条例改正は、国の育児休業法の改正に伴って、関連する町の条例について4つの条例を第1条から第4条まで一括して改正するものとなっております。

1つ目は、育児に係る女性職員が働きながら育児を続けられる環境整備をするため、育児休業条例の中に新たに育児短時間勤務を承認できる規定を定めるもの、さらに臨時職員も1歳半までの子どもを養育する場合、育児休業を取得できるように改正いたします。

2つ目は、育児短時間勤務をとることでいろんな勤務体系がとれるようになりますので、その旨を美浜町職員の勤務時間に関する条例に定めるもの。

3つ目は、有給休暇が20日とれる職員として、これまでの再任用職員に加えて、育児短時間勤務の承認を受けた職員を追加するもの。

4つ目は、前の改正で職員の勤務時間に関する規定が項ずれしましたので、今回の給与条例についても関係する部分の項ずれを調整するものがございます。

第1条の美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例ですが、国の育児休業の改正より部分が大きく、条文ごとの詳細は省略いたします。

育児休業法についてですが、法律自体は平成3年にできたものですが、最初は子どもが1歳になるまで取得できたのが、その後3歳まで認められるようになり、次に休業はしないまでも部分休業として、小学校就学前まで1日2時間を上限に休める制度が導入され、さらに平成24年には育児短時間勤務とあって、小学校就学前までは勤務時間を、1つ、毎日4時間、2つ、毎日5時間、3つ、週に3日、4つ、週に2日半のパターンから選択できる制度が導入されるという経過をたどってきました。

美浜町においては、これまで育児短時間勤務は制度化していませんでしたが、ことし1月1日からは国においてはさらに対象となる子どもの範囲に養子縁組をした子どもや里親制度による子どもも加えることとなり、さらに臨時職員についても一定期間の育児休暇を認めるなど、女性活躍推進法とも関連して、子育てと仕事の両立がしやすい環境づくりを進める改正があったため、町の条例においてもこの際、国の法律に合わせて条例を整理するものがございます。

第2条の改正は、美浜町職員の勤務時間に関する条例の一部改正でございまして、職員の勤務時間について、育児短時間勤務を承認された職員についての規定を追加するものがございます。

第3条の改正は、美浜町職員の休日及び休暇に関する条例の一部の改正でございます。

年次休暇を取得できる対象の職員として、育児短時間勤務を承認した職員を加えるもの
でございます。

第4条は、美浜町職員の給与に関する条例の一部改正でございます。これまでの再任
用の職員に加え、育児短時間勤務の承認を受けた職員についても給与についての規定を定
めるため、項ずれを調整するものでございます。

附則として、この条例は平成29年4月1日から施行いたします。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高野正君） これから質疑を行います。10番、中西議員。

○10番（中西満寿美君） ちょっと確認というか、もう一回、この条例の改正によって
4点の変わった点を今細部説明されましたけれども、もう一度詳しくお願いしたいと思
います。

私は、そこでわかったのが、まずどういうふうに変ったかということ、今までは非常勤
職員にはなかったのが非常勤職員にも認められるようになった、それから、範囲が養子や
里子まで広がったとか、いろいろ言われたんですけども、もう一回、ちょっと悪いん
ですけども、どういうふうに変ったんかということをもとめて、すみませんをお願いします。

○議長（高野正君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 今回の改正をわかりやすくまとめてということでござい
ます。

条例の本文からいいますと、かなりボリュームのある長い改正条文の中に第1条から第
4条まで改正があるということで、4点という捉え方なんですけど、実はその後ろの2条、
3条、4条につきましては、第1条で新しく育児短時間というのができたことによって、
関連する条例が変わってきたわけですので、基本的には見出しの最初の部分からの第1条
というこの部分が今回の大きな改正のまずメインとなる部分になります。

この第1条にどんなことを書いているかといいますと、先ほど副町長からの細部説明に
もありましたように、まず国において国家公務員の育児休業法というのがもともとありま
す。その中に国の育児休業法というものの今までの変遷をたどってくると、まずは出産さ
れて産休が終わった後、1歳まで育児休業というのがとれますよというのが一番最初にで
きた制度です。育児休業中は給料は無給になるんですけども、でも1歳まではまず育児
休業がとれますというのが最初のスタートです。

その次に、それが1歳までと言っていたのが3歳までとれるようになりました。国は、
そのときに3歳までとれる制度と、それと3歳の育児休業が明けた後も、小学校へ入るま
での子どもさんについては保育所へ送り迎えしたりする時間というような意味で1日2時
間、部分休業ができるというふうな制度もあわせてできていました。それともう一つ育児
短時間勤務といって、これも小学校就学前までなんですけど、勤務時間を選択できる、さ
っき説明がありましたように、1日4時間勤務します、1日5時間勤務します、週に3日勤

務します、週に2日半勤務します、この4つのパターンから、町長の承認があればこの4つのパターンから選択できますというのが、もともと国がつくっていた育児休業という制度です。

美浜町の場合、当時の判断としてなぜだったのかというのは、ちょっと私も知るあれないんですが、この中の週に2日とか週に3日とかいう、この選択できる育児短時間という制度を国は制度としてできていたんですけれども、美浜町は条例をつくっていませんでした。今まで。つくらなかった判断としてはいろいろあったんだと思うんですけれども、結果的に美浜町は育児短時間という分については今までつくっていませんでした。

つくらないままでずっときていたんですけれども、国のほうで去年、また育児休業法の改正がありまして、先ほど中西議員からありましたように、育児休業の対象とする子どもを里親の子どもであったりとか、養子縁組した子どもについても育児休業の対象になる子どもに加えますよというふうな改正が出てきたり、臨時職員さんについても1年半ですかね、育休を認めますよというふうな国のほうの改正がどんどん入ってきました。もともと美浜町の条例に先ほどの育児短時間という制度がない中で、国のほうの法律がどんどん進化して行って、新しい条項が加わってきたということもありまして、今回育児短時間という制度をいつまでも美浜町が取り入れないよというわけにはいかないだろうという判断もありまして、今回一気に今までの国がつくっていた法律と合わせて条例にうたうというふうな内容になっています。

ですので、第1条の前半の部分はそういう臨時職員さんの育児休業がとれますよというふうな条文ですし、先ほどの4つのパターンから休暇がとれますという話はこの第11条、第1条の中の11条という中で1週間ごとの勤務時間というのをここに定めているというふうな形の改正になってございます。

ですので、昨年12月にちょうど介護保険の介護休暇のほうで、介護状態に親族がある場合は介護休暇が2時間とれますよという新しい制度ができたと思うんですけれども、育児についても、もともと美浜町の条例では小学校入るまでは2時間はとろうと思えばとれたんですが、それに加えて今回1日4時間、毎日4時間とか、毎日5時間とか、週に2日半、週に3日というようなそういう勤務時間を選択できる育児短時間というような新たな制度を、国においては既に前から導入されていた制度を美浜町として今回初めて条例化するという、そういう内容の改正になってございます。

以上です。

○議長（高野正君） 10番、中西議員。

○10番（中西満寿美君） よくわかりました。あと、これは女子職員に限っているのでしょうか。

○議長（高野正君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） きのうの男女共同参画ではありませんが、男も女も同じという解釈でございますので、男性職員についてもとれるということでございます。

○議長（高野正君） 10番、中西議員。

○10番（中西満寿美君） 先ほどの副町長のご説明では女性職員とたしか言われましたので、ちょっと心配になったので、質問させてもらったんですけども、これは男女ともにということで了解しました。

○議長（高野正君） しばらく休憩します。

午前十時四十五分休憩

——・——

午前十一時〇〇分再開

○議長（高野正君） 再開します。

総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 先ほどの副町長の細部説明の該当する部分をもう一度読みます。

「一つ目は、育児に係る女性職員が働きながら育児を続けられる環境を整備するため、育児休業条例の中に新たに育児短時間勤務を承認できる規定を定めるもの」でございますという、先ほどご説明しました。決して、育児に係る女性職員が育児短時間勤務を承認できる規定という部分に係るのではなくて、育児に係る女性職員が働きながら育児を続けられる環境を整備するためというところに係るといふふうに解釈しておりますので、今回ご提案させていただいている休暇、育児短時間、育児休業については、男性職員も同じようにとれるという解釈でございます。

以上です。

○議長（高野正君） いいですか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（高野正君） 挙手多数です。したがって、議案第5号 美浜町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第6号 美浜町税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（笠野和男君） 議案第6号 美浜町税条例等の一部を改正する条例につきまして、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

このたびの条例改正は、平成28年度税制改正により、平成28年3月31日付で専決処分を行い、第2回定例会において報告させていただきました条例改正のうち未施行分の条例を改正するものでございます。

平成29年4月1日から実施予定の消費税増税が、平成31年10月1日に延長されたことにより、消費税増税時に実施予定でありました軽自動車税の環境性能割の導入の時期が変更になったことに伴う軽自動車税のグリーン化特例、軽課の1年延期に係る規定の整備、消費税増税時に変更予定でありました法人税割の税率の引き下げ時期の変更による規定の整備及び消費税増税の延長に伴う個人住民税における住宅ローン控除制度の適用期間が延長されたことによる改正のほか、以前の改正誤り等を改正してございます。いずれも税条例準則に準じて改正をお願いするものでございます。

第1条の規定は、公布の日から施行いたします。

第2条の規定中、附則第16条の改正規定及び附則第3条の2の規定は、平成29年4月1日から施行いたします。

消費税増税の延期による軽自動車税の環境性能割の導入時期の変更に伴う規定及び法人税割の税率引き上げに係る規定につきましては、平成31年10月1日から施行いたします。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高野正君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（高野正君） 挙手多数です。したがって、議案第6号 美浜町税条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第7号 美浜町住宅基金の設置に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（笠野和男君） 議案第7号 美浜町住宅基金の設置に関する条例の一部を改正する条例につきまして、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

美浜町住宅基金は、新浜の公営住宅、吉原団地の建物86戸が平成7年度に譲渡処分さ

れた際に基金をつくって、町に収入があった譲渡代金を積み立てしたのが始まりでございます。その後も国の家賃補助、補助金などを積み増しする中で、平成27年度末で約18,000千円の残金がございます。

一方、自衛隊和歌山県駐屯地南側の和田B団地が建築後20年を迎え、今後B団地、C団地の外壁塗装や屋根の防水工事が必要となることが予想される中で、計画的に修繕を進める必要があります。平成29年度から少しずつ積み立てを計画しているところでございます。

現在の条例では、第4条の基金の処分の対象として、「住宅の建設費に充当するとき」と「町債の償還の財源に充てるとき」しか規定されていませんので、今後の修繕に対応するため、「住宅の大規模修繕の財源に充てるとき」を追加し、積み立てした中から外壁などの補修費に充てられることとするものでございます。

附則として、この条例は平成29年4月1日から施行いたします。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高野正君） これから質疑を行います。2番、谷議員。

○2番（谷重幸君） ちょっと1点だけ、朝から鈴木議員もちょっといろいろこの住宅について触れられましたけれども、この基金で解体というのは一応これで充てることもできるのかということをおちょっと1点だけ確認します。

○議長（高野正君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 今回条例改正をお願いしている趣旨としては、あくまで新しいほうのB団地、C団地の今後予想される大規模な修繕に対しての備えということでございますので、この条文から言うと、解体というのは当てはまらないのではないかなと考えてございます。

以上です。

○議長（高野正君） 2番、谷議員。

○2番（谷重幸君） ある程度、先々そういうことも予想されて、そういう要素も入れられてはどうかと思いますが、そのあたりはいかがですか。

○議長（高野正君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 余り解体というのを前面に出しますと、今入っておられる方にもう早く明け渡してくれよというのを催促するような意味合いにもなってしまうのかなという部分がありまして、若干その点については消極的な判断かなと思います。

以上です。

○議長（高野正君） 2番、谷議員。

○2番（谷重幸君） 実際、これ条例の整備やと思うんで、要素的には住民さんに伝わる、伝わらんじゃなくて、実際のところでどうですか。

○議長（高野正君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） きのう、ご質問にありました公共施設等総合管理計画の中の除却債というあちらとの兼ね合いもあると思います。除却については個別計画は要らな

いという中で、そちらで対応できることもあるかと思しますので、ちょっとそこは一度検討させていただきたいと思します。

○議長（高野正君） 5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） ここで幅広く対応しておいた方が除却債使わなくてもいいんじゃないんでしょうか、よろしくをお願いします。

○議長（高野正君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） それも含めて一度検討させていただきますが、まずは今回、次の予算に出てきます積み立てを始めると。それと、それに伴う処分の使い道を定めるといこととございますので、実際、これを処分して使い始めるまでには、まだまだもう少し積み立てがふえてからの話になりますので、その間にまた協議したいと思します。

以上です。

○議長（高野正君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（高野正君） 挙手多数です。したがって、議案第7号 美浜町住宅基金の設置に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第8号 美浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（笠野和男君） 議案第8号 美浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例につきまして、細部説明を申し上げます。

本条例改正は、平成28年度の制度改正により、利用定員18人以下の通所介護事業として、指定地域密着型通所介護及び指定療養通所介護が新たに地域密着型サービスに追加されたため条文を整理するとともに、指定複合型サービスが指定看護小規模多機能型居宅介護に名前が変わりましたので変更するもの、そして災害対策推進員を置かなければならない事業所の種類を条文整理するものでございます。

なお、お手元の新旧対照表と改正概要もご参照いただきたいと存じます。

以下、条文に沿って細部を説明申し上げます。

第3条第2項の中、「『指定夜間対応型訪問介護を提供した日から5年間』と」の次に、「、省令第36条第2項中『その完結した日から2年間』とあるのは『指定地域密着型通

所介護を提供した日から5年間』と、省令第40条の15第2項中『その完結した日から2年間』とあるのは、『指定療養通所介護を提供した日から5年間』とを追加し、新たなサービス事業所の追加を行うものでございます。さらに、同項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に名称を変更いたします。

第6条の改正は、非常災害対策における災害対策推進員の設置が必要な事業所の整理でございます。

附則として、この条例は公布の日から施行いたします。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高野正君） これから質疑を行います。10番、中西議員。

○10番（中西満寿美君） 今、細部説明をお聞きしてもなかなか具体的にどういうふうになるかということがイメージできませんので、先ほどの育児みたいに、もう少しわかりやすく、2年間が5年間となってどんなに変わるんかとか、6条はわかったんですけども、災害のそういうのを置かんなんとなつたと。そやけど、例えば美浜町の指定地域密着型サービスは一体どういうところがとか、そういうところをちょっと具体的に教えていただけたらと思います。

○議長（高野正君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（田端進司君） 中西議員のご質問にお答えいたします。

まず、地域密着型通所介護ということで、今現在デイサービス、北出さんとかいろんな事業所で通所介護されているんですけども、法改正により定員が18名以下の事業所が今後できた場合ですけども、それは地域密着型ということで市町村の指定ということになりますんで、そういう事業所が法改正によりできることが可能になりましたよということで、今後はその条文を追加していくということでございます。

それから、2年とあるのは5年ということで、完結した日から2年というのは、例えばそのサービスを利用されている方が完結、亡くなられたとか、そういうのが完結した日からということで、利用した日から5年間に、全てこれ記録の整備ということで、その方の介護計画とか、利用の、お風呂入浴されましたとか、そういう記録の整備を2年じゃなくて5年間保存してくださいと、そういうふうなことです。

それから、看護小規模多機能型居宅介護でございますけれども、これは利用者の状況に応じて小規模な住居型の施設への通い、自宅に来てもらう訪問、施設に泊まるサービスが柔軟に受けられる施設ということで、その名称が複合型サービスに変わったということでございます。これらの施設については管内にはありません。和歌山市で何件かあるというふうに聞いております。

以上です。

○議長（高野正君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（高野正君） 挙手多数です。したがって、議案第8号 美浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第9号 美浜町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（笠野和男君） 議案第9号 美浜町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、細部説明を申し上げます。

本条例改正は、平成28年度から主任介護支援専門員に5年ごとの更新制度が導入されたことから、更新研修を受けずに資格を失った者の配置を認めないよう改正するものでございます。

なお、お手元にお配りしています新旧対照表と改正概要をご参照ください。

以下、条文に沿って細部説明を申し上げます。

第4条第1項第3号中の施行規則第140条の68第1項を施行規則第140条の68第1項第1号に改めるとともに、「主任介護支援専門員研修を修了した者」の次に「であって、当該主任介護支援専門員研修又は同項第2号に規定する主任介護専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに同号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した者」を加え、正規の要件を満たす主任介護支援専門員の配置を義務づけるものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行いたします。

経過措置といたしまして、平成25年度までに既に研修を修了した者については、5年から7年間の期間を延長するというものでございます。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高野正君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（高野正君） 挙手多数です。したがって、議案第9号 美浜町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前十一時二十二分散会

再開は、明日17日午前9時です。

お疲れさまでした。